

人身傷害保険における死亡保険金請求権の 帰属のあり方に関する一考察

山下徹哉

目次

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
 - 1 人身傷害保険契約の約款規定の概観
 - 2 人身傷害保険における死亡保険金の帰属と死亡保険金の法的性質
- 三 裁判例および学説の状況
 - 1 裁判例の状況
 - (1) 総説
 - (2) 保険法施行前に締結された保険契約に関する裁判例
 - (3) 保険法施行後に締結された保険契約に関する裁判例
 - 2 学説の状況
 - (1) 総説
 - (2) 契約類型論の観点からの議論
 - (3) 被侵害利益の観点からの議論
- 四 検討
 - 1 総説
 - 2 裁判例の分析・評価
 - 3 学説の分析・評価
 - 4 人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属のあり方

- (1) 約款の全体的評価による帰結
 (2) 修正の契機
 (3) 契約当事者の合理的意図
 (4) 原始取得構成を実現する約款解釈・改定の検討
- 五 おわりに

一 はじめに

人身傷害保険は、任意自動車保険における担保種目の一つとして販売される傷害保険である。平成一〇年七月に損害保険料率算出団体が算出する保険料率（算定会料率）の使用義務が撤廃され、保険商品の自由な設計が可能になったことを受けて、同年一〇月に東京海上社（当時）が開発・販売開始した。現在では、ほぼ全ての任意自動車保険に付帯されるに至っている。⁽¹⁾

任意自動車保険は、伝統的には対人・対物賠償責任保険を中心とし、被保険者が自動車事故の加害者となった場合に、その被害者に対する損害賠償責任について保険保護を提供するものであった（サイドパーティー型保険）。これに対し、人身傷害保険は、被保険者が事故の被害者となったときに保険保護を提供する（ファーストパーティー型保険）。加害者が負う損害賠償責任においては過失相殺により控除される被害者たる被保険者自身の過失部分も含め、被害者に生じた総損害額を、被害者自身が加入する保険から保険給付を受けることができ、その際に賠償義務者たる加害者との示談交渉を要しないため、被害者が迅速に、かつ十分な額の補償を受けられる点が最大の特徴である。⁽²⁾ 定額給付ではなく損害填補であるという点で搭乗者傷害保険や自損事故保険とは異なり、同じく損害填補型保険ではあるが、無保険車による事故に限定される無保険車傷害保険とは異なり、自動車事故一般を対象とする。このように、人身傷害保険は、従来の担保種目とは、その発想も、保険保護の範囲も、大きく異なるものであった。

人身傷害保険は、以上のような特徴を有し、約款内容も従来のものに比べてユニークといえるため、「様々な法律問題を提起し、保険法研究者・実務法曹・保険実務家に格好の研究素材を提供してきた」⁽³⁾。本稿では、人身傷害保険契約に関して議論される法律問題のうち、死亡保険金請求権の帰属の問題——被相続人に一旦帰属し、相続人に承継取得されるのか、相続人が原始取得するのか——を検討することにした。人身傷害保険における死亡保険金部分の法的性質（損害保険かそれ以外の保険か）と死亡保険金の帰属（承継取得か原始取得か）の問題は、保険法の制定過程以降、議論が盛んになった。当初、学説の多数説は承継取得構成を採用する一方で、保険法施行前に締結された契約が問題となる事案に係る下級審裁判例は原始取得構成を採用するという状況であったところ、最近では、裁判例においても、保険法下の契約が問題となる事案について承継取得構成を採用するものが現れ、学説と裁判例は承継取得構成に収斂しつつあるようにも思われる。しかし、学説では、近時、従来とは異なる論拠で原始取得構成を支持する見解が公表されており、議論状況に変化が生じている。そこで、本稿において、議論の整理も含め、人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属の問題を改めて検討することには、一定の意義が認められよう。

以下では、まず問題の所在を示し(一)、次に裁判例および学説の状況を概観する(二)。その後、裁判例・学説を分析した上で、人身傷害保険の死亡保険金請求権の帰属のあり方について検討を行う(四)。最後にまとめとして、本稿の検討結果を振り返る(五)。

- (1) 『第一八表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表(二〇二二年三月末)』損害保険料率算出機構「二〇二一年度(二〇二〇年度統計)自動車保険の概況(二〇二二) 一一八頁～一一九頁」(https://www.gri.or.jp/publication/outline_j1_2021.pdf)では、全用途・全車種合計として、対人賠償保険の付保率が約七五%であり、これが任意自動車保険の付保率を示すと考えられる。これに対し、人身傷害保険の付保率は約七〇%である。そのため、現在、任意自動車保険の約九四%に人身傷害保険が付保されていると推定される。

- (2) 東京海上日動火災保険株式会社編著『損害保険の法務(第二版)』(金融財政事情研究会、二〇一六)四五頁。

- (3) 洲崎博史「判批」損保七四巻四号(二〇二三)二二三頁～二三三頁。人身傷害保険に関する法律問題のうち最も著名なものは、請求権代位のあ

り方に関するものである。本稿の筆者は、この問題に関する最判平成二四・二・二〇民集六六卷二七四二頁について、判例評釈として検討したことがある（山下徹哉「判批」商事二〇六号（二〇一六）五〇頁以下）。

二 問題の所在

1 人身傷害保険契約の約款規定の概観

人身傷害保険契約の約款においては、保険事故および保険金請求者に関して次のような規定を置くことが通例である（関連部分のみを抜粋している）⁽⁴⁾。

第一条（用語の定義）

この人身傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金請求権者	次条(2)に規定する人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。

第二条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害条項および

基本条項に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の人身傷害事故とは、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることをいいます。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

保険事故である人身傷害事故において傷害を被る者（被保険者）と保険金を請求できる保険金請求権者とを別個に規定するとともに、⁽⁵⁾被保険者が死亡した場合はその法定相続人が保険金請求権者となる旨が注記されている（以下「本件注記」ともいう）。

これに対し、一部の保険会社は、「保険金請求権者」の定義を若干異なる形で規定する（関連部分のみを抜粋している）⁽⁶⁾。

第二条（被保険者および保険金請求権者）

(4) この人身傷害条項において保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者となります。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者 イ. 被保険者の父母または子

保険金請求権者として、被保険者の法定相続人を被保険者などと並列して列挙した上で、被保険者の法定相続人が保

險金請求権者となるのは被保険者が死亡した場合に限る旨のただし書を付する点が、先ほどの一般的な約款における本件注記とは異なる。

2 人身傷害保険における死亡保険金の帰属と死亡保険金の法的性質

前記1で見た人身傷害保険契約の約款規定においては、被保険者が死亡した場合には法定相続人が保険金請求権者となること、そのことは別に被保険者の父母、配偶者または子（以下「近親者」という）も保険金請求権者であることが定められる。そのうち、後者の被保険者の近親者が保険金請求権者とされている趣旨は、被保険者が不法行為により死亡したときに近親者に生じ得る慰謝料請求権（民法七一一条）に対応し、近親者自身が被った精神的損害を填補するものと解される。⁽⁷⁾ そうだとすれば、これは、近親者固有の損害を填補するものだから、これに係る保険金請求権は、被保険者の近親者が原始取得するものと考えられる。

これに対し、前者の被保険者死亡時に法定相続人が保険金請求権者とされる趣旨について、まず、被保険者死亡時に法定相続人が死亡保険金（前記の近親者固有の損害を填補する部分を除く。以下同じ）を請求できること⁽⁸⁾の法律構成として、二通りの考え方があり得る。一つは、法定相続人が死亡保険金請求権を原始取得すると考えるものである（原始取得構成）。法定相続人がその固有の権利として保険金請求権を取得するので、固有権構成とも呼ばれる。もう一つは、死亡保険金請求権は一旦被保険者に帰属し、それが相続により法定相続人に承継取得されると考えるものである（承継取得構成）。法定相続人は、相続により保険金請求権を取得するので、相続構成とも呼ばれる。

そして、原始取得構成によれば、人身傷害保険契約の約款で、被保険者死亡時について法定相続人を保険金請求権者と定めること（本件注記）は、生命保険および傷害疾病定額保険における保険金受取人の指定と同様に、保険金を受け取るべき者として法定相続人を指定したものと考えることになる。これに対し、承継取得構成によれば、被保険者自身

が取得した死亡保険金請求権を、法定相続人が相続により承継取得し、したがって法定相続人が死亡保険金を請求できることは、民法の相続ルールによって生ずる当然のことである。そのため、本件注記は、以上の法律関係を確認的に示したに過ぎないと考えることになる。

そこで、人身傷害保険の死亡保険金請求権が法定相続人に帰属する方法は、原始取得なのか承継取得なのかのいずれと考えるべきかが議論の対象となったわけである。

(4) 損害保険料率算出機構「自動車保険標準約款(二〇二二年六月発行)」一頁～一頁参照。

(5) 生命保険、傷害疾病定額保険および人身傷害保険における被保険者、保険金受取人および保険金請求権者という概念の異同を整理するものとして、「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説 二〇一七』(保険毎日新聞社、二〇一七)三七六頁～三七七頁参照。

(6) 東京海上日動社・Tokai Marine「自動車保険(二〇二三年一月一日以降始期用) 普通保険約款・人身傷害条項および「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注(5)三七〇頁～四二二頁参照。保険事故の定義は、損害保険料率算出機構の標準約款とほぼ同一である。

(7) この損害は、被保険者の傷害による死亡の結果、その傷害が生じた被保険者以外の者が受ける損害であり、それを填補する保険契約は、傷害疾病損害保険契約ではなく、一般の損害保険契約である(保険法二条六号)。保険法上、傷害疾病損害保険契約は、人の傷害疾病によって生ずることのある損害のうち、当該傷害疾病が生じた者が受けるものを填補するものとされるからである(保険法二条七号)。吉澤卓哉「保険法における人保険契約の分類」損保七三巻三号(二〇一一)一〇頁、「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注(5)三七四頁、山下友信「保険法(下)」(有斐閣、二〇三二)一三六頁注二四三。

(8) さしあたり初期にこのことを指摘した文献として、大塚英明「人身傷害補償の死亡保険金の帰属」ひろば六四巻二号(二〇一一)五五頁～五六頁、洲崎・前掲注(3)二二五頁～二二六頁、佐野誠「人身傷害保険の法的性質と商品性のあり方」『フォーフォルト自動車保険論(保険毎日新聞社、二〇一六)二二〇頁～二二二頁』[初出：損保七五巻三号(二〇一三)]参照。

三 裁判例および学説の状況

1 裁判例の状況

(1) 総 説

人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属について判示した裁判例は、いずれも時期的には平成二〇年の保険法制定後のものであるが、問題となった保険契約が保険法施行前に締結されたものと施行後に締結されたものがある。結論的には、保険法施行前に締結された保険契約に関する裁判例は原始取得構成を採用し、保険法施行後に締結された保険契約に関する裁判例は承継取得構成を採用している。

(2) 保険法施行前に締結された保険契約に関する裁判例

保険法施行前に締結された保険契約に関する裁判例として、盛岡地判平成二一・一・三〇平一九(ワ)三三三号 Westlaw Japan 文献番号2009WLJPCA01306012 【裁判例①】、東京地判平成二六・一・三〇平二五(ワ)一〇六二六号 Westlaw Japan 文献番号2014WLJPCA01308015 【裁判例②】、東京地判平成二七・二・一〇平二六(ワ)一四五八号 Westlaw Japan 文献番号2015WLJPCA02106001 【裁判例③】がある。

裁判例①は、被保険者Aが自動車事故で死亡後、亡Aの法定相続人全員が相続放棄をした結果、相続人が不存在となり、相続財産管理人(民法九五二条)が選任された場合に、亡A相続財産(法人。民法九五一条)が、保険会社に対し、人身傷害保険の死亡保険金を請求したという事案である。被告保険会社が原始取得構成を主張し、死亡保険金請求権は亡

A相続財産に帰属しないと主張した。裁判例②は、被保険者Aが自動車事故で死亡後、亡Aの法定相続人B・Cが相続放棄をした上で、保険会社に対し、人身傷害保険の死亡保険金を請求したという事案である。被告保険会社はB・Cが法定相続人として死亡保険金請求権を有することを認めた⁽⁹⁾が、被告に補助参加した事故の加害者Dが承継取得構成を主張し、相続放棄をしたB・Cに死亡保険金請求権は帰属しないと争った。裁判例①・裁判例②ともに、裁判所は、人身傷害保険契約約款の保険金請求権者の定義規定にある本件注記は、保険金受取人を法定相続人と指定するのと異ならぬということのみを指摘して、原始取得構成を採用した。

裁判例③は、被保険者Aが自動車事故で死亡後、亡Aの遺言執行者として選任されたBが、保険会社に対し、人身傷害保険の死亡保険金を請求したという事案である。被告保険会社が原始取得構成を主張し、死亡保険金請求権は亡Aの相続財産を構成しないと、Bの原告適格を争った。裁判所は、以下のような理由により、原始取得構成を採用した。

第一に、承継取得構成なら約款に特に定めがなくとも法定相続人は相続によつて保険金請求権を取得することになるのに、人身傷害保険契約の約款において保険金請求権者の定義規定に「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人」との文言をあえて付加していること、第二に、人身傷害保険契約が損害保険契約に属するとしても、物保険ではなく、人保険としての性質を有するから、利得禁止原則が及ばないため、実際に損害を被った被保険者以外の者に利得を生じさせる契約、すなわちそのような者に保険金を取得させる契約が論理必然的に許されないわけではないこと、第三に、保険金請求権が相続財産となれば、相続債権者(亡Aの債権者)がこれを引当財産として執行可能であるところ、一般的な保険契約者は、そのような事態に陥るよりは、相続人に取得させることを望むのが通常であり、人身傷害保険契約の約款も、そのような保険契約者の合理的意思を考慮して定められたものと解する余地があることである。

(3) 保険法施行後に締結された保険契約に関する裁判例

保険法施行後に締結された保険契約に関する裁判例として、東京地判令和二・三・二四平三一（ワ）一〇三五二号 Westlaw Japan 文献番号2020WLJPCA03248028【裁判例④】、福岡高判令和二・五・二八判時二四八〇号二八頁【裁判例⑤】がある。

裁判例④は、被保険者Aが自動車事故で死亡後、亡Aの法定相続人であるBが、保険会社に対し、人身傷害保険の死亡保険金を請求したという事案である。被告保険会社は、承継取得構成を主張し、かつ亡Aの全ての財産をCに相続させる旨の亡Aの遺言があったことから、Bに請求権は帰属しないと争った。裁判所は、以下のような理由により、承継取得構成を採用した。第一に、人身傷害保険契約の約款全体の枠組み（被保険者が人身傷害事故によって被る損害に対して保険金を支払うこと、不法行為による損害賠償額の算定と同様に個別損害項目積上げ方式で保険金額が決定されること、保険金請求権者はそのような損害が生じた被保険者や近親者とされること、保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金の額などが保険金額から控除されること、請求権代位が定められていることなど）からすれば、人身傷害保険契約は、人身傷害事故により生じた損害を填補するために、その損害が生じた者に保険金請求権を生じさせる内容の保険契約であるというべきであるところ、死亡による各損害はいずれも被保険者に生じたと解され、被保険者に保険金請求権が生ずるとするのが契約当事者の合理的意思に適うというべきであること、第二に、約款における保険金請求権者の定義規定は、法定相続人が保険金請求権を相続により承継取得することを確認する趣旨と解されることである。

裁判例⑤は、被保険者Aが自動車事故で死亡後、亡Aの法定相続人B・Cが相続放棄をした上で、保険会社に対し、人身傷害保険の死亡保険金を請求したという事案である。被告保険会社は、承継取得構成を主張し、相続放棄をしたB・Cに死亡保険金請求権は帰属しないと主張した。第一審の福岡地裁、控訴審の福岡高裁ともに、以下のような理由

により承継取得構成を採用した。第一に、まず、人身傷害保険契約の約款の定め（被保険者が人身傷害事故によって被る損害に対して保険金を支払うこと、被保険者死亡時の「損害額」は約款所定の人身傷害条項損害額基準により葬儀費、逸失費用、精神的損害およびその他の損害（事故とその損害の発生が社会通念上相当であると認められる関係の範囲内で、必要かつ妥当な実費）と定められていること、保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金の額などが保険金額から控除されること、請求権代位が定められていること）からすれば、人身傷害保険は、被保険者に生じた損害を填補することを目的とするものであり、その保険金の額は生じた損害の額に即して定まるものとされるから、前記契約目的を達するため、保険金請求権は、填補すべき損害が生じた主体に帰属するものと解するのが自然であるとする。そして、不法行為法における一般的理解によれば、死亡によって生ずる逸失利益や精神的苦痛等の損害は、法律上、被害者本人に生ずるものと觀念されることに照らせば、人身傷害保険契約の約款における保険金請求権者の定めは、死亡、後遺障害または傷害のいづれについても、それにより被保険者に生じた損害に係る保険金請求権を被保険者が取得する旨を定めたものと解すべきであるとする。

第二に、約款の保険金請求権者の定義規定にある本件注記は、法定相続人が保険金請求権を相続により承継取得することとを、一般の顧客に対して説明する趣旨で、付加的、注意的に述べたものと解されるとする。第三に、保険法上、損害保険契約において、被保険者以外の者が保険金請求権者となることは想定されていないことを指摘する。第四に、保険契約者は、死亡保険金は相続債権者ではなく残された家族に取得させたいと考えるはずだから、原始取得構成が妥当だという考え方に対しては、原始取得構成により死亡保険金請求権が法定相続人に法定相続分に応じて直接帰属するとすれば、人身傷害保険契約の約款規定には、生命保険契約のような保険金受取人に関する定めがないから、保険契約者兼被保険者が自らの死亡後の生活保障の趣旨で死亡保険金請求権を取得させたいと考える者が法定相続人以外の者や法定相続人のうちの一人である場合に、その者に保険金請求権を取得させることができなくなってしまうことを指摘する。そして、一般的な保険契約者は、そのような状態が生ずることを許容して契約を締結する合理的意思を有していたとい

えるか疑問があるとす。この点に係る判示の趣旨は必ずしも明らかではないが、承継取得構成により、死亡保険金請求権が保険契約者兼被保険者の相続財産に帰属するとすれば、保険契約者兼被保険者は、遺言・遺贈等により、死亡保険金請求権を任意の者に取得させることができるのに対し、原始取得構成によれば、これが不可能になってしまうことを問題視する趣旨であると推測することができる。第五に、原始取得構成によれば、被保険者の第一順位の法定相続人が相続放棄をしたときに、当該法定相続人は人身傷害保険の死亡保険金の支払を受けることができ、かつ被保険者を相続した後順位の法定相続人は被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を相続により取得してその賠償を受けることができる一方で、保険金を受け取った第一順位の法定相続人が加害者に対する損害賠償請求権を有しない以上、保険者は、同人に代位できないことになるところ、人身傷害保険の目的が被保険者に生じた損害の填補であること、請求権代位規定が設けられていることなどの約款の定めを照らせば、保険者が被保険者に生じた一の損害について、自らおよび加害者により二重に填補されることと同様の経済的効果が生ずる事態を想定していたとは考えにくいとする。第六に、人身傷害保険契約の約款における保険金請求権者の定義規定の柱書で「人身傷害事故によって損害を被った（略）者」とされ、自ら損害を被る者に限定されていることから、人身傷害事故により収入減少に係る逸失利益の損害を直接被らない被保険者の相続人が、直接、保険金請求権者となると読むことは文言上無理があるとす。

2 学説の状況

(1) 総説

学説では、従来は、人身傷害保険契約の保険契約としての法的性質ないし契約類型論という観点から主に議論され、原始取得構成を主張する見解もあるものの、承継取得構成を主張する見解が多数であるという状況であった。これに対

し、近年では、被保険者が人身傷害事故により死亡したときに、被保険者の逸失利益・精神的苦痛等に係る損害とは別に、法定相続人が扶養利益の喪失という法定相続人固有の損害を被る点に着目することにより、法定相続人が損害保険金請求権を原始取得すると考えることができるとする見解が主張される。

(2) 契約類型論の観点からの議論

学説では、人身傷害保険の死亡保険金請求権の法定相続人への帰属が承継取得か原始取得かという問題を考えるに当たり、人身傷害保険契約のうち死亡保険金に係る部分が損害保険契約なのか定額保険契約なのか、あるいは、それら以外の保険契約類型なのかについて議論されてきた。その際、学説の議論は、死亡保険金で填補される損害は被保険者に生ずるものであると考えた上で（別の損害を観念する見解は、後記(3)で取り上げる）、死亡保険金について損害填補原則を認めるか否かで見解が分かれる。

まず、損害填補原則を全部または一部排除するとすれば、人身傷害保険の死亡保険金請求権を、それにより填補される損害が生じた被保険者に帰属させることは論理必然ではない。そこで、約款上の保険金請求権者の定義規定における本件注記があることにより、法定相続人が原始取得すると考えることになる（原始取得構成）。

この立場に立つ見解のうちでも、その理由付けとして何に重点を置くかは、論者によって異なる。損害填補または被保険利益の意味を緩和し、これらは不当利得性を防止するために保険金額の算定についてのみ機能するものとし、保険金請求権の帰属を拘束するものではないとすることを重視するもの⁽¹⁰⁾、損害保険契約であっても人保険には利得禁止原則が及ばないことを重視するもの⁽¹¹⁾、保険金請求権者の定義規定における本件注記の存在により法定相続人につき被保険利益の存在を予め契約当事者間で協定または擬制したと解する余地があることを重視するもの⁽¹²⁾、人身傷害条項損害額基準が裁判基準に比べて低額で準定額性を有することを重視するもの⁽¹³⁾などがある。

この立場からは、人身傷害保険契約のうち死亡保険金に係る部分は、傷害疾病損害保険契約でも傷害疾病定額保険契約でもない、非典型契約と考えるのが一般的であると思われる。¹⁴ もっとも、損害保険契約と考える見解も、傷害疾病定額保険契約と考える見解¹⁶もある。なお、損害保険契約と考える見解以外の場合、約款における請求権代位の規定は、保険法上の代位ではなく、契約当事者間で損害賠償請求権の譲渡を約定したものと考えるか、保険法二五条一項・三五条が類推適用されることを確認する趣旨と考えるかのいずれかになると思われる。¹⁷

これに対し、損害填補原則を維持するならば、死亡保険金請求権は、被保険者自身の損害を填補するために、被保険者自身に帰属し、それが法定相続人に相続により承継されることになる(承継取得構成)¹⁸。不法行為により死亡した被害者固有の損害に係る損害賠償請求権は、判例によれば、一旦被害者自身に帰属し、それが相続により相続人に承継されると考えられている(相続構成)¹⁹。これと同様に、人身傷害保険の死亡保険金も、填補対象損害を被った被保険者自身に一旦帰属し、それが相続により相続人に承継されると考えるわけである。

この立場に立つ見解は、人身傷害保険契約の約款において一般に損害保険契約の特徴的規定があること(重複保険や請求権代位など)、損害保険における保険給付は損害填補であること(保険法二条六号・七号)、保険法は傷害・疾病に関連して保険金を支払う保険契約に典型契約としての位置付けを与え、その適切な規律を法定したのだから、少なくともも保険法制定前から存在する保険契約を安易に非典型契約と認めるべきではないことなどを理由として挙げる。

この立場からは、人身傷害保険契約のうち死亡保険金に係る部分は、損害保険契約、その中でも傷害疾病損害保険契約に当たる(保険法二条七号)。傷害が生じた被保険者自身が受ける損害を填補する損害保険契約だからである(同号かつ

こ書参照)。

(3) 被侵害利益の観点からの議論

これに対し、近時は、従来の議論とは視点を変えて、人身傷害保険契約の死亡保険金について損害填補原則を維持しつつ、被保険者の損害ではなく、法定相続人固有の損害（扶養利益の侵害）を填補するものと捉え直し、法定相続人は、自己固有の権利として死亡保険金請求権を取得すると解する見解が主張されている。⁽²⁰⁾

この見解は、不法行為による被害者死亡と遺族等の損害賠償請求権について、判例が採用する相続構成の問題点がないお指摘され（笑う相続人）や「逆相続」の問題）、遺族等の扶養利益の侵害に対して遺族等固有の損害賠償請求権を認めるという考え方（扶養利益侵害構成）が有力に主張されていること、⁽²¹⁾判例も、内縁配偶者や相続放棄をした配偶者等⁽²²⁾について扶養利益の損害賠償請求を認めていることに依拠する。

この見解によれば、死亡保険金は法定相続人固有の損害を填補するものであるから、原始取得構成が論理的帰結となる。この場合、人身傷害保険のうち死亡保険金に係る部分は、傷害疾病損害保険契約ではなく、一般の損害保険契約である（近親者が取得する保険金請求権の場合と同じ）。

(9) 被告保険会社は請求を認めたため、その拠って立つ理論構成は明示されていないが、論理的には原始取得構成に立っていたものと思われる。

(10) 大塚・前掲注(8)五七頁および大塚教授がその主張の理論的前提として引用する赤津貞人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」金澤理監修『新保険法と保険契約法理の新たな展開』(きょうせい、二〇〇九)四六〇頁～四六一頁。

(11) 洲崎・前掲注(3)二七頁～二〇〇頁。ただし、洲崎教授は、保険法施行後に締結された人身傷害保険契約については、承継取得構成に立ち、傷害疾病損害保険契約であるとする（後掲注(18)参照）。

(12) 佐野・前掲注(8)二三三頁。保険金請求権者の定義規定における本件注記は、法定相続人が典型的に見て被保険者が取得すべき保険金請求権を承継する立場にあることから、被保険利益の存在を予め契約当事者間で協定または擬制したものと解する余地があるとす。ただし、佐野教授は、人身傷害保険契約の約款解釈として、原始取得構成と解釈することは可能であると指摘するに止まり、人身傷害保険の商品性としては承継取得構成が望ましいとする。なお、本件注記の存在は、原始取得構成の根幹であり、他の見解も多かれ少なかれ、これを重視する点では共通する。

- (13) 肥塚肇雄「人身傷害保険契約の法的性質と『保険金請求権者』の変更の可能性」市川兼三先生古稀祝賀「企業と法の現代的課題」(成文堂、二〇一四)二五〇頁。
- (14) 大塚・前掲注(8)五七頁および赤津・前掲注(10)四六五頁〜四七二頁、洲崎・前掲注(3)二三〇頁。ただし、大塚教授は、後に定額保険契約の一種と主張するようになる(後掲注(16)参照)。なお、肥塚・前掲注(13)二四二頁も、赤津・前掲四五七頁を引用しつつ「中間型」とするので、この立場か。ただし、肥塚教授は、人身傷害保険契約について、「不定額給付型」傷害疾病定額保険契約と指摘する一方で(肥塚・前掲注(13)二四二頁)、形式的には損害保険契約の一種であると指摘する(肥塚・前掲注(13)二五〇頁)ので、その真意は分かりにくい。
- (15) 佐野・前掲注(8)二三三頁。法定相続人について被保険利益の存在を協定または擬制したから、損害保険契約に当たると見てよいとする。
- (16) 大塚英明「判批」ひろば六八巻九号(二〇一五)六九頁〜七〇頁、大塚英明「人身傷害死亡保険金の帰趨」(保険学六三〇号(二〇一五)二八三頁〜二八九頁。定額保険契約における「定額」とは確定金額である必要はなく、保険金額を契約で約定することと考えれば、人身傷害保険は、契約で定められた人身傷害条項損害額基準に従い保険金額を算定することで、傷害疾病定額保険契約に属するものと考えられることとする。
- (17) 洲崎・前掲注(3)二二七頁注一七。
- (18) 山下友信Ⅱ米山高生編『保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険』(有斐閣、二〇一〇)一四四頁(洲崎博史)、洲崎・前掲注(3)二三八頁〜二九九頁、山下典孝「判批」速判解一七号(二〇一五)一四五頁〜一四六頁、金岡京子「判批」損保七七巻三号(二〇一五)二二二頁〜二二三頁、村田敏一「被保険者の死亡による人身傷害補償保険金請求権の法的性質—相続人による承継取得か原始取得か」立命館法学三六九Ⅱ三七〇号(二〇一七)七六一頁〜七八七頁、山野嘉朗「人身傷害保険」藤村和夫ほか編「実務 交通事故訴訟大系 第二巻 責任と保険」(ぎょうせい、二〇一七)四六三頁〜四六五頁、遠山聡「判批」金判一五三六号(二〇一八)四六頁〜四七頁、遠山聡「人身傷害保険契約の法的性質に関する一考察—とくに死亡保険金請求権の帰属について」上智法学論集六三巻四号(二〇二〇)六一頁〜八二頁、坂本貴生「判批」共済と保険七五七号(二〇二二)三五頁〜三六頁、山下(友)・前掲注(7)二三五頁〜二三七頁、木原彩夏「判批」損保八四巻一号(二〇二二)二二六頁〜二三三頁。
- (19) 大判大正一五・二・一六民集五巻一五〇頁、最判昭和四二・一一・一民集二巻九号三二四九頁。窪田充見編「新注民法法(15) 債権(8)」(有斐閣、二〇一七)八九九頁〜九〇七頁、九二二頁〜九二五頁(窪田)、窪田充見「不法行為法(第二版)」(有斐閣、二〇一八)三二七頁〜三三五頁、吉村良一「不法行為法(第六版)」(有斐閣、二〇二二)一四〇頁〜一四八頁参照。
- (20) 上田昌嗣「人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属に関する一考察—無保険車傷害保険の性質を踏まえて」損保八〇巻一号(二〇一八)九六頁〜一〇六頁、潘阿憲「判批」ジュリ一五六八号(二〇二二)一一〇頁〜一二二頁、木下孝治「判批」リマックス六四号(二〇二二)一〇四頁〜一〇五頁。
- (21) 窪田編・前掲注(19)九〇七頁〜九二二頁、九二五頁〜九二六頁(窪田)、窪田・前掲注(19)三九六頁〜四〇一頁参照。
- (22) 最判平成五・四・六民集四七巻六号四五〇五頁。

四 検 討

1 総 説

前記三で紹介した裁判例および学説について分析および評価した上で、人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属のあり方について検討を行う。

2 裁判例の分析・評価

前記三一で紹介した裁判例を分析・評価すれば、以下のようになる。

原始取得構成を採用する裁判例は、人身傷害保険契約の約款において、保険金請求権者の定義規定に、「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人」という文言（本件注記）をあえて付加したことを重視する（裁判例①②③）。加えて、人保険であれば損害保険であつても利得禁止原則が及ばないことと、死亡保険金請求権が相続債権者の引当財産となるよりも相続人に取得させることを望むという保険契約者の合理的意思の存在が理由とされる（裁判例④）。

これに対し、承継取得構成を採用する裁判例は、人身傷害保険契約の約款全体の枠組み・規定内容から損害填補型の保険であるというべきであることを重視する（裁判例④⑤）。約款の保険金請求権者の定義規定については、付加的・注意的規定と見ればよいこと（裁判例④⑤）、定義規定の柱書で列挙者のうち損害を被った者に限定する文言があるが、法定相続人が自ら逸失利益の損害を被るわけではないこと（裁判例⑤）を指摘する。加えて、契約当事者の合理的意思に關しては、まず、保険契約者側の事情としては、保険契約者兼被保険者が自らの死亡後の生活保障の趣旨で死亡保険金

請求権を取得させたいと考える者に同請求権を与えるには、原始取得構成よりもむしろ承継取得構成の方が便宜であることを指摘する。次に、保険者側の事情としては、原始取得構成によれば、被保険者の法定相続人が相続放棄をしたときに、同人に保険金を支払った保険者が、加害者に対する損害賠償請求権に代位できず、むしろ後順位の法定相続人がいれば、その者が相続により承継した加害者に対する損害賠償請求権を行使することで、被保険者の死亡損害という一つの損害について、二重の填補がなされることを指摘する（裁判例⑤）。結論として、保険契約者側も保険者側も、その合理的意思として原始取得構成を望んでいたとはいえないとする。

以上によれば、承継取得構成を採用する裁判例は、人身傷害保険契約の約款全体の枠組み・規定内容を踏まえて保険契約としての性質決定を行うとともに、保険金請求権者の定義規定についても本件注記のみならず、柱書の限定文言にも着目する点で、本件注記に専ら着目する原始取得構成を採用する裁判例に比べて、精緻な約款解釈をしている印象を受ける。⁽²⁴⁾ 保険契約者・保険者の合理的意思に関する判示の是非は、後記 4 (3) で取り上げる。

いずれにせよ、どの裁判例も、人身傷害保険契約は、その約款の定めを全体としてみれば、定額保険契約ではなく損害保険契約であると評価できることを前提としているとはいえるだろう。その上で、裁判例は、損害保険契約であるという評価から出発しつつも本件注記を重視して原始取得構成に至るか、損害保険契約であるという評価から素直な帰結である承継取得構成に至るかのいずれかとなる。

3 学説の分析・評価

前記三二で紹介した学説を分析・評価すれば、以下のようになる。

学説の大きな分かれ目は、人身傷害保険の死亡保険金請求権について損害填補原則を維持するか否かである。従来の契約類型論の観点からの議論では、死亡保険金で填補される損害は被保険者に生ずる逸失利益・精神的損害などである

ことを前提に、損害填補原則を認めるなら承継取得構成に至る。その一方で、原始取得構成を主張する見解は、損害填補原則を全部または一部排除するため、物保険ではなく人保険である点に依拠して柔軟な解釈の余地を模索する。⁽²⁵⁾しかし、近時の被侵害利益の観点からの議論は、死亡保険金で填補される損害として、被保険者の損害ではなく、法定相続人固有の損害（扶養利益の侵害）を考慮に入れることで、損害填補原則を維持しつつ、原始取得構成を導こうとする。

ここでは、どの見解も、人身傷害保険契約は、約款の定めを全体として見れば、定額保険契約ではなく損害保険契約であると評価できることから出発している。そして、その素直な帰結である承継取得構成を採用するという見解もあれば、損害保険契約における損害填補原則を排除して原始取得構成を採用するという見解もあった。しかし、後者のルートで原始取得構成に至ることは、被保険者の損害を填補するという損害填補原則からの逸脱になるから、支持を広げにくいと評価されたりもする。⁽²⁶⁾そこで、その問題を回避しつつ、原始取得構成を採用するためのルートとして、損害概念の方をずらすことを主張するものが現れた。これが、近時の被侵害利益の観点からの議論である。

4 人身傷害保険における死亡保険金請求権の帰属のあり方

(1) 約款の全体的評価による帰結

前記2・3で見たように、裁判例も学説も、人身傷害保険契約は、その約款の定めを全体としてみれば、定額保険契約ではなく損害保険契約であると評価できることから出発している。実際、人身傷害保険契約の約款を普通に読めば、死亡保険金の部分は傷害疾病損害保険契約であり、したがって承継取得構成が最も素直な帰結であるといえる。もともと、原始取得構成をとる裁判例・学説が主張するように、本件注記の存在を重視すれば、約款の文言解釈として原始取得構成に至ることは不可能ではない。請求権代位など損害保険契約に特徴的な約款規定も、単なる契約当事者間の約定

と見るか、保険法の損害保険契約に関する規定の類推適用を確認する規定と解することで、説明がつかないわけではない。

(2) 修正の契機

人身傷害保険を取り巻く状況に目を向ければ、原始取得構成の採用を支持する方向に働く事情も存在する。

第一に、もともと人身傷害保険の商品設計者は、人身傷害保険を損害保険の一種と位置付けていた⁽²⁷⁾。しかし、その後の保険実務は、通常、原始取得構成に拠っていると指摘される⁽²⁸⁾。また、損保会社実務家の論稿も、その多くが原始取得構成を主張する⁽²⁹⁾。そのため、保険者側において、原始取得構成によるメリットは、一定程度あるものと推測される。

第二に、人身傷害保険の販売過程に関する留意点も指摘されている⁽³⁰⁾。人身傷害保険は、任意自動車保険に従来付保されてきた自損事故条項や搭乗者傷害条項の代替として機能し、保障内容として前者が後二者を吸収する関係にある。そのため、人身傷害保険付帯時には、通常、自損事故条項や搭乗者傷害条項を付帯しないという⁽³¹⁾。これら自損事故条項・搭乗者傷害条項は、定額給付の傷害疾病定額保険契約であり、それらの死亡保険金は法定相続人が受け取る⁽³²⁾が、これは原始取得構成によると考えられる。そのため、法定相続人は相続放棄をしたとしても、自損事故条項・搭乗者傷害条項の保険金を受け取ることがができる。しかし、これらを人身傷害保険に切り替え、かつ死亡保険金請求権の帰属について承継取得構成を採用するならば、相続放棄をした法定相続人は、保険金を受け取ることができなくなる可能性がある。しかし、販売時にこの点の注意喚起は行われず、むしろ人身傷害保険に切り替えることで保障が大幅に充実すると宣伝するのが一般的であるから、保険契約者にとって意外にも不利益を被る事態が生じ得る⁽³³⁾。

(3) 契約当事者の合理的意

そこで、約款の全体的評価による素直な帰結（承継取得構成）を修正し、原始取得構成によるべきだといえるような契約当事者の合理的意思が認められるか否かを検討する。⁽³⁴⁾

まず、保険契約者の合理的意について、①被保険者が死亡した場合の死亡保険金請求権が相続債権者の引当財産になるよりは、法定相続人によって取得されることを望むのが通例だといえるだろう。⁽³⁵⁾ このことは、原始取得構成を支持する方向に働く。他方で、②承継取得構成によれば、死亡保険金請求権は被保険者の財産に一旦は帰属し、その死亡後に相続財産となるから、被保険者は遺言や遺贈により死亡保険金請求権の帰属を任意に決める余地があるのに対し、原始取得構成によれば、契約上、法定相続人に帰属するのであって、被保険者に何らの処分権がないと指摘される。⁽³⁶⁾ このことは、承継取得構成を支持する方向に働く。⁽³⁷⁾ 確かに、被保険者が自己の財産について遺言や遺贈をすることはよくあることであろう。しかし、その際に、被保険者が、人身傷害事故を死亡原因とし、それゆえ人身傷害保険契約に基づき死亡保険金請求権が発生する場合を念頭に置いて、死亡保険金請求権の帰属を任意に決定する趣旨で遺言や遺贈をすることは、あまり考えにくいところではある。そのため、遺言・遺贈という形式で被保険者に死亡保険金請求権の処分権を与えることにどれほど実上の意味があるかについては、疑義がある。

次に、保険者の合理的意について、前記(2)で見たように、保険者としては、原始取得構成により処理することに一定のメリットを感じていると思われる。原始取得構成を支持する方向で働く事情の具体例としては、③法定相続人が死亡保険金請求権を原始取得することになれば、保険者は遺贈の有無・相続放棄の有無にかかわらず保険金を法定相続人に支払えばよいので、その点の調査が不要となり、支払事務負担が小さくなることが考えられる。これに対し、④原始取得構成によれば、被保険者の法定相続人が相続放棄をしたときに、同人に保険金を支払った保険者が、加害者に対し

る損害賠償請求権に代位できず、むしろ後順位の法定相続人がいれば、その者が相続により承継した加害者に対する損害賠償請求権を行使することで、被保険者の死亡損害という一つの損害について、二重の填補がなされることは、承継取得構成を支持する方向で働くものと考えられている。⁽³⁸⁾後記(4)の議論において、原始取得構成を実現する手段として、損害填補原則を全部または一部排除する非典型契約アプローチをとるとしても、保険金の支払を受けた第一順位の法定相続人が、保険金に加えて加害者に対する損害賠償請求権を行使し、同一人が二重の利得を得ることは望ましくないと考えることはあり得る。だからこそ、約款で請求権代位等の定めを置いていると理解するわけである。しかし、④の事情は、そのような同一人が二重の利得を得る場面ではない。そうだとすれば、さほど問題視すべきことではないかもしれない。保険金請求権の帰属における損害填補原則を排除する以上、保険金を支払った保険者が必ず加害者に対する損害賠償請求権に代位できることにする必要があるとは思われない。また、保険料との見合いでいえば、原始取得構成を採用して代位できない場合があり得ることによる保険成績の悪化と、保険金支払事務の負担軽減によるコスト削減との関係性次第であり、後者のメリットが前者のデメリットを上回る可能性もある。これに対し、扶養利益侵害構成アプローチをとるならば、扶養利益侵害について死亡保険金の支払を受けた法定相続人は、扶養利益侵害につき自己固有の権利として加害者に対する損害賠償請求権を有するから、そもそも、扶養利益侵害部分の保険金について請求権代位が⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾妨げられることはない。

以上の①～④を勘案すれば、全体として、保険契約者の合理的意思も保険者の合理的意思も、原始取得構成を支持する方向で働く部分が上回るように思えるし、少なくともそのような余地が存することは認められよう。

(4) 原始取得構成を実現する約款解釈・改定の検討

人身傷害保険の死亡保険金請求権の帰属について原始取得構成を採用すべき場合があり得るのだとして、それを実現

するための約款解釈・改定を考えれば、それはどのようなものになるか。二通りの可能性が考えられる。

第一に、非典型契約アプローチである。損害填補原則を全部または一部排除し、これを非典型契約として位置付けるものである（前記三二(2)の原始取得構成のうちで一般的と考えられる見解）。

このような非典型契約アプローチに対しては、保険法にない非典型契約を安易に認めるべきではないという批判が必ずされるであろう（前記三二(2)の承継取得構成の理由参照）。まず、保険法制定が解釈に与える影響であるが、法制審議会保険法部会の審議中のやり取りとして、次のような質疑応答があった。すなわち、ある幹事が「損害額については確かにけがをして、あるいはけがをして死亡した人の損害を計算して支払うのだけでも、保険金請求権者はそれとは別人を定めると。約款で定めるといような、実は人身傷害補償保険の死亡給付については被保険者の法定相続人が保険金請求権者に定められていますので、まさにけがをした人と保険金を取得する人というのは一致はしていないのですけれども、そのような契約というのは、これは一つの解釈としてですけれども、ここでいう損害保険契約ではなくて、後で出てくる傷害疾病定額保険契約として位置付けることも、そういう解釈もあり得ると。それは排除されないというふうに考えてよろしいでしょうかということをお聞きしたいのですが。」という問いに対して、法務省事務局は、「少なくとも事務当局として申し上げられますのは、ここでいう今回の傷害疾病損害保険契約、それから……傷害疾病定額保険契約と区別していますのは、従前の損害保険あるいは定額保険契約という区別に、言ってみれば乗ったものなのであって、それ以上のもではありませんので、今回、こういう仕分けをしたことよって、これまで唱えられてきたある解釈を否定することになるとか排斥することになる整理とは全く考えておりません。」と回答する⁽⁴¹⁾。このやり取りでは、人身傷害保険契約のうち死亡保険金に係る部分を傷害疾病定額保険契約と評価する解釈の余地が議論されており、非典型契約と評価する解釈が直接問題になったわけではない。しかし、重要なことは、保険法における傷害疾病損害保険契約および傷害疾病定額保険契約の典型契約化は、保険契約法の各種ルールの解釈や契約設計を制約する趣旨で行われた

わけではないことが、このやり取りから読み取れる点である。そのため、保険法制定前から存在する商品だからといって、当然に保険法が定める典型契約のいずれかに当てはめられなければならないとまで見る必要はないように思われる。そもそも、典型契約は「典型」的な契約類型であり、それ以外の契約類型があり得ることを排除するものではない。このように考えることは、確かに、保険法制定当時の一般的了解とは合致しないかも知れない。⁴²しかし、保険法が非典型契約の存在を強行規定で禁じているわけではないから、公序良俗に反しない限りは非典型契約として有効に締結でき、保険法の規定も必要に応じて類推適用されると考えればよい。⁴³

また、契約解釈が不安定化して紛争の多発につながるのか、保険法が導入した片面的強行規定や強行規定の適用関係が曖昧化し消費者保護に欠ける可能性があるという主張もある。⁴⁴しかし、約款規定の定め方を工夫するとともに、前記のように——この論者は否定するもの——保険法規定の類推適用などの法解釈により対応することはできよう。

ただし、人身傷害保険契約の現在の約款のままでは、非典型契約アプローチのように解するには、難点も存在する。というのは、裁判例⑤が指摘するように、保険金請求権者の定義規定の柱書に、「損害を被った者」に限定する旨の文言があるところ、死亡保険金で填補される損害は被保険者に生ずる逸失利益・精神的損害等であると考える場合に、法定相続人が当該損害を被った者に当たると解することはできないからである。そこで、法定相続人を当該文言の対象外とするなど何らかの工夫を要する。

第二に、扶養利益侵害構成アプローチである。損害填補原則を維持したまま、死亡保険金で填補される損害を法定相続人に生ずる扶養利益侵害と捉え直すものである（前記三2(3)の見解）。この場合は、法定相続人に固有の損害が発生するので、保険金請求権者の定義規定の柱書「損害を被った者」という文言とも整合する。

扶養利益侵害構成アプローチによる場合、約款規定との関係では、①人身傷害条項損害額基準において、被保険者の法定相続人の扶養利益侵害は損害項目として直接には挙がっていないこと、②法定相続人に係る扶養利益侵害に基づく

死亡保険金請求（法定相続人が原始取得）と被保険者に係る逸失利益等に基づく死亡保険金請求（法定相続人は相続により承継取得）との調整が必要になること（法定相続人の一部のみが相続放棄する場合や、保険金支払後に相続放棄した場合の処理など）などが問題となる。扶養利益侵害構成アプローチによるならば、①②ともに、人身傷害保険契約の約款に必要な改定を行うのが望ましいと思われるが、解釈による当面の取扱いで解決することも可能であろう⁴⁵。ただ、約款改定で対応するにせよ解釈で対応するにせよ、特に②の処理は、保険金支払実務において、かなり煩雑な事務作業を生じさせる可能性がある。

そのような面倒な処理を避けるには、被保険者に係る逸失利益に基づく保険金額と法定相続人に係る扶養利益侵害に基づく保険金額を一致させることが、一つの対応ではある⁴⁶。逸失利益自体が一種のフィクションであり、法定相続人も何らかの形で扶養関係にあることが多いと考えられることから、内訳を厳密に区別せず、被保険者の逸失利益の損害額＝法定相続人の扶養利益侵害の損害額とするものである。しかし、本来、扶養利益侵害というのは、被害者から現に扶養を受けている者について問題になるのであって、少なくとも判例によれば、例えば成人して独立家計を営んでいる者について扶養利益の侵害を観念することはできないように思われる⁴⁷。そうだとすれば、前記のような対応は、民法における一般的理解の下で権利侵害すら観念できない場合も含めて「損害」を観念し、死亡保険金はそのような損害を填補するものと理解して損害填補原則を維持することを意味する。確かに、新価保険が許容されるのと同様の発想から、扶養利益侵害における損害額の査定をする際に、被保険者に係る逸失利益の相続による承継取得の場合の査定額に近づけることは、考えられなくはないと思われる⁴⁸。しかし、扶養利益侵害という権利侵害をおよそ観念できない場合に、前記のような対応を行うことは、およそ填補されるべき損害が存在しないのに、損害を擬制するものに外ならず、新価保険の場合とは事情を異にする。言葉の上でのみ損害填補原則を維持しているだけで、損害填補原則を排除した非典型契約アプローチと事実上は同じであるといつてよいように思われる。

そうだとすれば、非典型契約アプローチにより、約款改定を伴って、正面から合理的な法律関係を構築していく努力をする方が生産的であるように思われる。しかし、約款改定に至らず、解釈のみで対応せざるを得ないのであれば、扶養利益侵害により概念の擬制を積み重ねていくことは、一つのあり得る方策として排除されないものと思われる。

(24) 坂本・前掲注(18)三六頁。

(25) 木下・前掲注(20)一〇四頁。

(26) 木下・前掲注(20)一〇四頁。

(27) 星野明雄「新型自動車保険TAP開発について」損保六一巻一号(一九九九)一〇〇頁。

(28) 佐野・前掲注(8)二五七頁。

(29) 上田・前掲注(20)九六頁〜一〇六頁、島智久「人身傷害保険の特徴から生まれた論点と現状」勝野義孝先生古稀記念「共済と保険の現在と未

来」(文眞堂、二〇一九)二〇四頁。

(30) 木下・前掲注(20)一〇四頁。

(31) 上田・前掲注(20)九〇頁〜九一頁。

(32) 「自動車保険の解説」編集委員会・前掲注(6)一〇三頁、一六一頁。

(33) 木下・前掲注(20)一〇五頁。

(34) なお、坂本・前掲注(18)三六頁、木原・前掲注(18)二二六頁〜二二七頁は、契約当事者の合理的意思解釈の議論は不要とするが、これは、承継取得構成に立つことを前提とするものである。

(35) 洲崎・前掲注(3)二二〇頁および裁判例③。

(36) 佐野・前掲注(8)二三四頁、金岡・前掲注(18)二二二頁、山野・前掲注(18)四六五頁、遠山・前掲注(18)「判批」四七頁も、②の点を挙げて、①のみが保険契約者の合理的意思と見ることに疑問を投げかける。

(37) なお、遠山・前掲注(18)「法的性質」八〇頁は、保険金請求権者の定義規定に本件注記があることにより、被保険者による死亡保険金請求権の譲渡に関する権限を放棄する意思表示と解することもできなくはないとする。当該解釈を是とするなら、②は、原始取得構成・承継取得構成のどちらかに有利に働くものではないことになるだろう。もっとも、遠山教授が示唆する解釈は、承継取得構成の場合に、本件注記は、相続承継がある旨を付加的・注意的規定に過ぎないと考える一般的な理解とは少し異なるものではある。

(38) 裁判例⑤。

- (39) 木下・前掲注(20)一〇五頁。
- (40) そのほか、原始取得構成をとる場合の實務上の不都合として内払いの實務慣行が挙げられる(山下(典)・前掲注(18)一四五頁～一四六頁、遼山・前掲注(18)「法的性質」八一頁)。治療費や休業損害等の被保険者の生活に直結する重要な項目に関して、最終的な保険金の額を確定する前に保険金の一部を支払うものである。被保険者が自動車事故後一定期間入院治療した後に死亡した場合に、既に支払われた内払額について、原始取得構成をとる場合には、控除できないという問題に直面すると指摘される。ただ、これは、原始取得構成が望ましいとすれば、実務的な取扱いをそれに合わせて修正すべきだという問題であって、内払いの問題があるから原始取得構成は契約として許容できないとか、契約として合理性がないなどと考えるべき次元の問題ではない(木下・前掲注(20)一〇五頁)。
- (41) 法制審議会保険法部会第三三回会議(平成二〇年一月九日開催)議事録一八頁。
- (42) 洲崎・前掲注(3)二三七頁～二三八頁。
- (43) 山下(友) Ⅱ米山編・前掲注(18)一四六頁(洲崎博史)、潘・前掲注(20)二二二頁。
- (44) 村田・前掲注(18)七八三頁、木原・前掲注(18)三三〇頁～三三二頁。
- (45) 具体的な提案として、木下・前掲注(20)一〇五頁。
- (46) 上田・前掲注(20)九八頁、一〇〇頁～一〇二頁、一〇三頁～一〇四頁。
- (47) 前掲最判平成五・四・六は、「内縁の配偶者が他方の配偶者の扶養を受けている場合において、その他方の配偶者が保有者の自動車の運行によって死亡したときは、内縁の配偶者は、自己が他方の配偶者から受けることができた将来の扶養利益の喪失を損害として、保有者に対してその賠償を請求することができる」として、現に被害者の収入により請求者の生計が維持されていたことを前提としている。前掲最判平成二・九・七は、「不法行為によって死亡した者の配偶者及び子が右死亡者から扶養を受けていた場合に、加害者は右配偶者等の固有の利益である扶養請求権を侵害したものであるから、右配偶者等は、相続放棄をしたときであっても、加害者に対し、扶養利益の喪失による損害賠償を請求することができる」として、扶養を要する状態が存続する期間などを具体的に考慮して損害額を算定すべき旨を判示する。不法行為法における扶養利益侵害構成が実質判断であることや相続構成と扶養利益構成との関係性について、山本周平「相続構成と扶養利益構成」法教四五六号(二〇一八)三四頁～三七頁も参照。
- (48) 木下・前掲注(20)一〇五頁。

五 おわりに

本稿では、人身傷害保険の死亡保険金請求権の帰属のあり方について検討を行った。裁判例および学説の状況を概観し、それを分析した上で、以下のようなことを示した。

第一に、裁判例も学説も、人身傷害保険契約は、その約款の定めを全体としてみれば、定額保険契約ではなく損害保険契約であると評価できることから出発していることである。

第二に、しかし、人身傷害保険を取り巻く状況に目を向ければ、原始取得構成の採用を支持する方向に働く事情も存在することである。保険者側に原始取得構成によるメリットがあると推測されること、承継取得構成によれば、自損事故条項や搭乗者傷害条項から人身傷害保険に切り替えることは保険契約者に意外な不利益を与え得るのに、販売過程においてそれが明示されているようには思えないことである。

第三に、約款の全体的評価による素直な帰結（承継取得構成）を修正し、原始取得構成によるべきだといえるような契約当事者の合理的意思が認められるか否かを検討すると、全体として、保険契約者の合理的意思も保険者の合理的意思も、原始取得構成を支持する方向で働く部分が上回るように思えることである。

第四に、人身傷害保険の死亡保険金請求権の帰属について原始取得構成を採用すべき場合があり得るとして、それを実現するための約款解釈・改定を考えれば、非典型契約アプローチと扶養利益侵害構成アプローチがあり得ることである。そして、それぞれのアプローチについて、その是非や限界を検討した。

本稿の検討は、人身傷害保険契約のうちの死亡保険金請求権に係る部分の法的性質と関連するほか、保険契約の類型論とも密接に関連する。しかし、本稿の検討は、その端緒にたどり着いたか否かという程度である。保険契約の類型論については、今後、より深く、より広く研究を進めていきたいと考えている。